予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第四十七号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

第十条　平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第二項の規定により平成二十三年四月一日以後発行される公債に係る収入については、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において平成二十二年度所属の歳入金として平成二十三年六月三十日まで受け入れることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第四十八号

特別会計に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国有財産法施行令の一部改正）

第一条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（動産・債権譲渡登記令の一部改正）

第二条　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

（後見登記等に関する政令の一部改正）

第三条　後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

（法務省組織令の一部改正）

第四条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十五号及び第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第二十九号、第三十号」を「前項第二十七号、第二十八号」に、「第三十一号から第四十二号まで」を「第二十九号から第四十号まで」に改める。

第十六条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の動産・債権譲渡登記令第十八条第四項又は第三条の規定による改正後の後見登記等に関する政令第十七条第四項の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもってすることができる。

中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

法務大臣　江田　五月

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　　直人

内閣総理大臣　菅　　直人

政令第四十九号

中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条及び第十四条、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第三項、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）第六条第三項、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十三条第五項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）